

財務省告示第三百五十六号

国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵

省令第三十号）第五条第十一项の規定に基づき、

平成十九年九月二十八日に発行した利付国債の発

行条件等を次のとおり告示する。

平成十九年十月九日

財務大臣 額賀 福志郎

一 名称及び記 七回） 利付国庫債券（二十年）（第九十

二 発行の根拠 平成十九年度における財政運営

の法律及びそ 平成十九年度の発行の特例等に

二 十五号）第二十一条並びに

特別会計に関する法律（平成十

九年法律第二十三号）第四十六

条第一項及び附則第七十六条第

一 項

社債等の振替に関する法律（平

成十三年法律第七十五号）以下

「振替法」という。の規定の適

用を受けるものとし、その振替

機関は日本銀行とする。

価格を競争に付して行われる入

札（以下「価格競争入札」とい

う。）による発行（以下「価格競

争入札発行」という。）及び価格

競争入札と同時に行われる入札

であつて、財務大臣が各国債市

場特別参加者ごとに応募限度額

を定めるものによる発行（以下

「国債市場特別参加者・第

下

価格競争入札発行」という。）

非

五

募入  
方決定の

イ  
入札発行競争

口  
国債市場

各当ても各申込みのうち応募価格の高い  
募限度の市場特別参加者ごとの応募  
込みの応募額を割り当てて各申

六

イ  
入札発行競争

額面金額で七千二百九十六億円

政運営のため公債の発行の特  
例等に關する法律第二十一条  
の規定に基き発行した利付国

債に於いては、額面金額で千九  
百八十八億三千三百八十五万

円、特別会計に關する法律第四  
十、六、九、二、七、六、四、

百、十、五、千、二、百、八、十、

五、十、万、円、の、同、法、附、則、第、七、十、六、

第一項の規定に基き発行した  
利付国債に於いては、額面金額

で九十九億四千六百五十五万  
円、特別会計に關する法律第四

十、六、九、二、七、六、四、  
百、十、五、千、二、百、八、十、

五、十、万、円、の、同、法、附、則、第、七、十、六、

第一項の規定に基き発行した  
利付国債に於いては、額面金額

で六百九十二億円で、額面金額

口

国債市場  
特別参加  
者・第  
一、二、七、六、四、  
百、十、五、千、二、百、八、十、  
五、十、万、円、の、同、法、附、則、第、七、十、六、

特別参加者・第一、二、七、六、四、  
百、十、五、千、二、百、八、十、五、十、  
万、円、の、同、法、附、則、第、七、十、六、

特別参加者・第一、二、七、六、四、  
百、十、五、千、二、百、八、十、五、十、  
万、円、の、同、法、附、則、第、七、十、六、

特別参加者・第一、二、七、六、四、  
百、十、五、千、二、百、八、十、五、十、  
万、円、の、同、法、附、則、第、七、十、六、

特別参加者・第一、二、七、六、四、  
百、十、五、千、二、百、八、十、五、十、  
万、円、の、同、法、附、則、第、七、十、六、



$$\frac{\text{額面金額} \times 2.2}{100} \times \frac{8}{365}$$

(二) 発行時において、その利子に係る所得税が源泉徴収されるものとして振替口座簿中の口座に記載又は記録されるものについては、前記(一)の算式により算出した金額から当該金額に百分の二十を乗じた金額へただし、当該国債を発行時において取得する者が非居住者又は外国人である場合においては、前記(一)の算式により算出した金額に当該非居住者又は外国人が適用を受ける所得税率を乗じた金額を控除することができる。

平成二十年三月二十日を支払期とし、次の算式により算出した金額を支払う。ただし、支払期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に支払う(以下、次号及び第十六号において規定する期日について同じ。)

$$\frac{\text{額面金額} \times 2.2}{100} \times \frac{1}{2}$$

十四	初期利子	平成二十年三月二十日を支払期とし、次の算式により算出した金額を支払う。ただし、支払期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に支払う(以下、次号及び第十六号において規定する期日について同じ。)
十五	第二期以後の利子	毎年三月二十日及び九月二十日を支払期とし、各支払期において、その日以前六月間に属する利子を支払う。
十六	償還期限	平成三十九年九月二十日

二 十 十 十  
十 九 八 七

払 者 入 払 元 償  
込 札 場 利 還  
期 参 所 金 金  
日 加 支 額

平 財 日 額  
成 務 本 面  
十 大 銀 金  
九 臣 行 額  
年 か 百 円  
九 ら 円 に  
月 通 づ  
二 知 き  
十 受 百  
八 け 円  
日 者